



## 手配旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- ① 手配旅行契約とはお客様の委託により当社がお客様のために代理、媒介、取次をすることにより、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約です。
- ② 旅行契約の内容、条件は本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- ③ 当社は善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って運送・宿泊機関との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも当社がその義務を果たした時には当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）をお支払いいただきます。

### 3. お申し込み条件

- ① お申し込み時点で20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- ② 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっておられる方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別な配慮を必要とされる方はお申し込み時にその旨をお申し出ください。

### 4. 旅行代金のお支払いと変更

- ① 旅行代金（旅行費用並びに当社の取扱料金）は旅行開始日の2週間前或いは別途定める期日までに全額を当社が指定した方法にてお支払いください。
- ② 当社は旅行開始前において運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合当該旅行代金を変更することがあります。
- ③ 当社は旅行サービスを手配するため実際に要した金額と受領した金額が合致しない場合旅行終了後速やかに旅行代金を精算いたします。

## 5. 契約内容の変更

- ① お客様から契約内容変更のお申し出があったとき当社は可能な限りお客様のお求めに応じます。
- ② お客様のお求めにより契約内容を変更する場合、変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料、違約料はお客様の負担とさせていただきます。
- ③ ②とは別に、変更手続をすることの対価として当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。

## 6. 契約の解除

- ① お客様は次の料金をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約の全部または一部を解除することが出来ます。契約解除のお申し出は営業時間内にお受けいたします。
  - a. お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して支払う費用
  - b. 当社所定の取消料金
  - c. 当社が得るはずであった取扱料金
- ② 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になった場合、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社はお客様が既に受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差引いて払い戻しいたします。
- ③ お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われない場合、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、①に定めた料金をお支払いいただきます。

## 7. 団体・グループ契約

- ① 当社は同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込んだ手配旅行契約については本項の規定を適用します。
- ② 当社は契約責任者が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引を契約責任者との間で行ないます。
- ③ 当社は契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- ④ 契約責任者は契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- ⑤ 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後はあらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- ⑥ 当社は契約責任者から構成員変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

## 8. 当社の責任

- ① 当社は旅行契約の履行に当って当社または当社が手配の全部または一部を代行させたもの（以下「手配代行者」といいます）が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

## 9. お客様の責任

- ① お客様の故意または過失により当社が損害を被った場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ② お客様は旅行開始後において、契約書面記載の旅行サービスが提供されていないと認識した場合は旅行地において速やかにその旨を当社の手配代行者、当該旅行サービス提供者または当社に申し出なければなりません。

## 10. 当社の免責事項

お客様が次に例示する事由により損害を被られた場合、当社は損害賠償の責を負うものではありません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック等によって生じる損害。
- ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延等によって生じる損害。
- ③ 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離等によって生じる損害。
- ④ 食中毒、盗難、紛失および自由行動中の事故等による損害。
- ⑤ 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消されまたは搭乗を拒否されたことによる損害。
- ⑥ 集合時間（通常出発の2時間前）に遅れたため搭乗できなかったことによって生じる損害。
- ⑦ 帰路便のリコンファーム（予約再確認）および出発時間の確認を怠ったことによって生じる損害。
- ⑧ パスポートの必要残存有効期間およびビザ（査証）の不備のため搭乗、出入国ができなかったことによって生じる損害。
- ⑨ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が異なっているため搭乗できなかったことによって生じる損害。

## 11. 個人情報保護方針

旅行申込書に記入いただく氏名、年令、住所、電話番号、メールアドレス等は個人情報として「個人情報保護法」に則り適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

## 12. その他

- ① 渡航先（国又は地域）の危険情報については外務省「海外安全ホームページ（[www.mofa.go.jp/anzen/](http://www.mofa.go.jp/anzen/)）」でご確認ください。
- ② 渡航先（国又は地域）の衛生情報については厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ（[www.forth.go.jp/](http://www.forth.go.jp/)）」でご確認ください。

### ② ランド手配

旅行開始日の前日から起算して	取消料
7日前から3日前まで	手配代金の20%
2日前から1日前まで	手配代金の50%
当日または ご旅行開始後連絡のない場合	100%

\*ハイ・シーズン、コンベンション、見本市などの期間を含め、ホテル等によって別途定めのある場合その都度新たな取消・変更条件が適用されますのでご確認ください。